

平成26年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成26年9月3日(水)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 報告第 3 号 平成25年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について
- 第 4 議案第34号 平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 5 議案第35号 平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 6 議案第36号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 7 議案第37号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第38号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第39号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第40号 永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例の制定について
- 第11 議案第41号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第12 議案第42号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第13 議案第43号 永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第14 議案第44号 町道の認定について
- 第15 陳情第 4号 地方財政の充実強化を求める意見書採択について

第16 陳情第 5号 手話言語法制定に関する陳情について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 上坂久則君 |
| 2番 | 滝波登喜男君 |
| 3番 | 長谷川治人君 |
| 4番 | 朝井征一郎君 |
| 5番 | 酒井要君 |
| 6番 | 江守勲君 |
| 7番 | 小畑傳君 |
| 8番 | 上田誠君 |
| 9番 | 金元直栄君 |
| 10番 | 樂間薫君 |
| 11番 | 齋藤則男君 |
| 12番 | 伊藤博夫君 |
| 13番 | 奥野正司君 |
| 14番 | 中村勘太郎君 |
| 15番 | 川治孝行君 |
| 16番 | 長岡千恵子君 |
| 17番 | 多田憲治君 |
| 18番 | 川崎直文君 |

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

- | | | |
|---|---|---------|
| 町 | 長 | 河合永充君 |
| 副 | 町 | 長 平野信二君 |
| 教 | 育 | 長 宮崎義幸君 |
| 消 | 防 | 長 竹内貞美君 |

代 表 監 査 委 員	前 川 次 夫 君
総 務 課 長	山 下 誠 君
企 画 財 政 課 長	山 口 真 君
会 計 課 長	清 水 和 子 君
税 務 課 長	埴 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	野 崎 俊 也 君
福 祉 保 健 課 長	森 近 秀 之 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課 長	小 林 良 一 君
商 工 観 光 課 長	川 上 昇 司 君
建 設 課 長	平 林 竜 一 君
上 下 水 道 課 長	太 喜 雅 美 君
永 平 寺 支 所 長	山 田 幸 稔 君
上 志 比 支 所 長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課 長	南 部 顕 浩 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水 満 君
書 記	吉 川 貞 夫 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月27日、町長より平成26年第5回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましてはご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開会できますことを心より厚くお礼を申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策として、国、県で取り組みを実施しているクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

また、本日は平成25年度決算認定の議案を上程いたしますので、代表監査委員に出席をいただいております。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成26年第5回定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、長谷川君、4番、朝井君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、9月3日から9月18日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、9

月3日より9月18日までの16日間と決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

町長。

○町長（河合永充君） 平成26年第5回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、提案いたします議案等についてご説明いたします。

暦の上では立秋が過ぎ、数日前からようやく朝夕が涼しくなり、夜には虫の声も聞こえ始め、秋を感じる季節を迎えております。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜びを申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、お忙しい中をご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

広島市において8月19日から20日にかけて、局地的な短時間の大雨に伴い、大規模土砂災害により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

本町におきましても、災害に強いまちづくりに取り組むため、全国瞬時警報システムや防災行政無線を活用して正確な情報の収集と地域住民への迅速な情報伝達に努め、地域を守る消防団、自主防災組織等と連携強化を図りながら対応してまいりたいと考えております。

さて、国は先月29日に、各省庁からの来年度の概算要求の概要を発表しております。過去最大の要求となる事業費には、各地で相次ぐ豪雨や地震から住民の生活を守る防災対策や結婚、子育て支援など少子化への対策経費のほか、人口減少や地域経済の活性化対策に取り組む地域創生に関連した事業費が要求されております。今後も国の動向に注視して定住促進や子育て支援を一体的に行うため、関係機関と連携を密にして情報収集に努めてまいりたいと思っております。

私が町政をお預かりしまして約半年が過ぎ、5月の行政組織の見直しに伴う組織の再編から四カ月が経過いたしました。新たなまちづくりに向け、町民の皆様や関係機関と一体となり政策を進めております。

まず、8月11日にはブランド戦略推進委員会を立ち上げております。10月末には食に特化したイベントの開催を予定しているほか、ブランド推進計画策定に向け、本年度は町民の皆様へブランドに関する意識アンケートを実施して、町の人、もの全てがブランドとなるよう計画に反映させ、また事業の方向づけも行

ってまいりたいと考えております。

また、8月28日には四季の森文化館におきまして第1回目の町民まちづくりの会を開催いたしております。20代から70代の男女26名の方に参加をいただいております。今後、福祉、子育て、観光など地域の課題について住民目線で検討していただき、地域の魅力を最大限に生かした個性豊かなまちづくりに生かせるよう取り組んでまいりたいと考えております。

昨日、福井しあわせ元気国体と福井しあわせ元気大会に向けた準備委員会発起人会を開催いたしました。10月には大会準備委員会を発足させ、各委員会において競技会の運営や式典運営等の具体的な事務を協議していくこととなっております。

国の概算要求においても、人口減少、定住促進の支援が盛り込まれておりますが、1月1日現在の県の人口推計は79万人を割りこみ、2000年以降年々減少傾向にあると発表され、今後も同様な傾向が続くと予想されております。本町も人口減少を見据え、若者定住促進支援事業や放課後児童クラブの充実、子ども医療費無料化の継続など子育て支援を行い、特に若者が定住しやすい環境整備に取り組んでおります。また、テレビCMを活用して、ほかの自治体に負けないよさをPRしておりますが、既存政策の充実のほか、あらゆる政策の検討をして、人口の減らない町、活力ある町に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に上程いたします議案等について申し上げます。

平成25年度財政健全化判断比率の報告、平成25年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定であります。法律の規定に基づき議会に報告、認定をお願いするものであります。

補正予算につきましては、一般会計の補正予算におきまして社会保障・税番号対応個人情報保護制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に向け、個人情報保護事務の洗い出しと評価書を作成するための委託事業や、冬期間における主要道路及び集落内の交通確保のため除雪事業経費を含む総額9,137万4,000円を計上しております。

そのほか過年度の療養給付金の国庫等への返還金を増額補正する国民健康保険事業特別会計補正予算や下水道布設工事を補正する農業集落排水事業特別会計補正予算を上程いたします。

次に、条例の制定等については、平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を推進するため、3件

の関係条例を制定するほか、社会福祉法に基づき社会福祉法人等への助成について必要な法整備を行うための条例、日本標準産業分類の一部が改定されたことに伴い本町の関係する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

そのほか、永平寺参ろ一ど遊歩道の完成に伴う町道の認定のほか、永平寺町人権擁護委員3名が本年12月31日に任期満了となりますので、福井地方法務局に対しまして再任を推薦いたしますので、法律の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上、定例会に提案いたします議案等についてその概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

地方にとりましては、依然として厳しい状況の中にあり、なお一層健全で責任ある行政運営が求められているところであります。

私は、町の活性化と行財政改革のバランスを保ちながら、健全な財政運営を推進し、町民がまちづくりの主役となる希望あふれるまちを目指し、新たなまちづくりを進め、町民の皆様の信頼と期待に応えてまいりたいと考えております。

以上、本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げますが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

～日程第3 報告第3号 平成25年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、報告第3号、平成25年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の報告を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） 平成25年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について提案のご説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成25年度決算における本町の状況は健全な団体としていずれも国が定める基準以内となっております。

今後も積極的に行財政改革を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりた

いと考えております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 担当より詳細についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

平成25年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

永平寺町財政健全化判断比率等については、財政健全化法に規定された基準比率に応じて、自治体の財政健全度合いを5つの指標を用いてあらわされるものであります。本町の指標は、本年も国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標についてご説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものであります。黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものであります。一般会計、特別会計、企業会計、全体として黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すものであります。本町におきましては、地方債の借り入れの返済金並びに一部事務組合が起こした本町分の公債費及び上水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計への繰出金等が対象となります。また、実質公債費比率は、平成23年から平成25年度までの3カ年の平均であらわされるものでございます。平成25年度の実質公債費比率は13.4%となり、昨年の13.8%と比較しますと0.4ポイントの改善となっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の起債現在高、債務負

担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。平成25年度の将来負担比率は45.6%となり、昨年の56.2%と比較しますと10.6%の改善となっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。上水道事業会計や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、8月19日に実施いたしました平成25年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見について、監査委員より提出されたものであります。

以上、平成25年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第3号、平成25年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第4 議案第34号 平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第5 議案第35号 平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、議案第34号、平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第5、議案第35号、平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第34号及び日程第5、議案第35号を一括議題とします。

この決算認定については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） 一括上程されました議案第34号、平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、議案第35号、平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法、また地方公営企業法の規定に基づきまして、それぞれの会計について決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けましたので、監査委員の意見を付しまして議会に提出し、認定をお願いするものであります。

詳細につきましては担当よりご説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 会計課長。

○会計課長（清水和子君） それでは、担当、会計管理者より提案理由をご説明申し上げます。

ただいま一括上程されました議案第34号、平成25年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について並びに議案第35号、平成25年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につきまして、議案書は5ページから74ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第34号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、また議案第35号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

各会計とも、関係法令の定めるところによりまして調製いたしました決算関係書類をもとに、上水道事業会計は去る6月20日に、一般会計及び特別会計は去る8月11日、12日、13日、18日、19日の5日間にわたり、監査委員の審査を受けました。議案第34号関連、議案第35号関連として、別紙のとおり監査委員より審査意見書のご提出をいただいております。

何とぞよろしくご審議いただき、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 25年度決算で監査委員の意見書がついております。これらについて質問したいと思いますし、もし監査委員のいろんな答弁のことで、また行政のほうとして考えれば答弁お願いしたいと思います。

大きくは3つあるんですが、1つは審査意見の中からです。

審査意見については、8ページに出ていますけれども、6項目にわたって一般会計については示されています。その一つ、(2)の特別会計への繰り出しは、適時分割して繰り出すべきという意味でありますけれども、このお考えを示していただきたい。

(4)は公共施設の改修、更新及びあり方について要検討ということで指摘されています。この点で気がついた点があれば、また指摘している点があれば示していただきたいと思っています。

(6)、町税、これは不納欠損処理のあり方についてですけれども、町からの回答と委員としての不納欠損の処理について、もう少し詳しく説明していただけたらと思います。

特にいわゆる不納欠損じゃなしに未収の、未処理の中には何年前からの未回収の税金があるのか。また、それらの分析は行われているのかということです。

それと、町税の税収の問題で言いますと収納率が低いとの指摘でありますけれども、その原因調査は監査委員としてするように行政に求めているのか。また、されていればそんなことも示していただけたらと思います。

大きな2つ目ですが、これは財産管理の問題で、ここには指摘されてないですが、何年か前に町は柵字、旧松岡の柵字で昭和53年だったと思うんですが50年代に坪7万円程度で購入した町有地がありました。これを坪1万円で売却してしまったということが私指摘したことがあるんですが、ご存じか。また、その原因調査はされているのか。これは町の財産管理とあわせてぜひお聞きしたいところであります。

大きな3つ目、企業会計の問題ですが、これについては企業会計の意見については62ページに示されているところでありましてけれども、この(2)です。いわゆる上水道施設の機器の更新の問題でありますけれども、更新の計画的な実施を指摘しているところではありますが、これについては全く私も同感であります。

ただ、その基礎データは示されているのか。また、議会にもそのデータをぜひ示していただきたいし、そういう計画を共有することが大事ではないかと思うので、その辺をぜひお聞きしたいところであります。

○代表監査委員（前川次夫君）　まず、第1点目の一般会計から特別会計への繰出金
の問題でございますけれども、この指摘内容は、ある特別会計におきまして月に
よりましては歳入不足が生じている一方、他の特別会計では歳入額が歳出額を大
きく上回っている事例がございましたので、こういうことのないよう適正な一般
会計からの繰り出しを求めているものでございます。

　　したがって、一括して一度に繰り出すのではなく、財務状況に応じて分割
して支払うべきではないかという意味合いでございます。

　　次に、2点目の公共施設の改修、更新及びあり方でございますけれども、これ
は何も特定の施設を示すものではございませんけれども、たくさんの公共施設に
つきまして統廃合を含めたしっかりしたビジョンを持って、将来計画、財政計画
を立てないと、時に無駄な改修をすることになるという警鐘でございます。この
ことは議会で十分審議していただき、早目に町民にも示していただくことを願っ
ているものでございます。

　　次に、3番目の不納欠損でございますけれども、滞納整理につきましてはどこ
の自治体でも常に抱えている問題でございますけれども、まず消滅時効の期間が
経過する前に全庁的に取り組んでいただきたいと思います。その上で不納
欠損に対する考え方を申し上げます。

　　地方税法及び地方自治法に基づく公法上の債権は、時効の中断の効力が生じな
い限り消滅時効の期間は5年であり、援用を要せずでございます。すなわち、債
務者から消滅時効の申し立てがなくても消滅時効の期間が満了した時点で債権は
確定的に消滅することになります。したがって、仮に納付する旨の申し出が
ありましてもそのままの形では受け取れず、この場合には寄附金の形で受け取る
ことになるかと思えます。このようなものをあたかも公会計上の未収金なる流動
資産として取り扱うことは、町の資産価値を過大に評価することになりますので、
速やかに不納欠損処理すべきものと考えております。

　　なお、水道料金につきましては、従来、公法上の債権として取り扱っておりま
したけれども、生産者が売却したり産物及び物品に含まれるとのことから私法上
の債権であり、民法が適用される旨、平成15年に最高裁で確定をしております。
この場合、消滅時効の期間は2年でございます。援用を要します。すなわち、
債務者から時効の期間が経過した旨の申し立てがあつて始めて確定をするわけ
でございます。したがって、交付要求に係る残額については不納欠損として特
別損失に計上することになりますけれども、それ以外につきましては債権放棄と

して議会に諮った上で不納欠損として特別損失に計上することになります。

なお、このたびの新企業会計制度では、このようリスクの高い債権につきましては貸倒引当金に積むよう指針が出されているところでございます。

最後に、これは私からの提案でございますけれども、確かに持効成立による不納欠損処理は法に基づく処理であり、審議に値しませんけれども、時効に至った経緯が問題でございます。したがって、個人情報保護に抵触しない範囲で決算審査及び決算認定の前、できることならば決算書を作成する前に不納欠損処理の内容、状況を議会に提示し、滞納の現状、徴収業務の困難さ等を理解してもらうことも必要ではないかと考えております。

なお、滞納の状況を分析しているかとお尋ねでございますけれども、おおむねは聞き及んでおりますけれども、細部については所管課のほうでお尋ねいただきたいと存じます。

次に、4番目の件でございますけれども、これにつきましては恥ずかしい話、私は今始めて耳にする話でございますので、後日、理事者側に確認したいと存じますので、本日の答弁は控えさせていただきたいと存じます。

最後のご質問でございますけれども、水道施設の状況を常に把握し、計画的な更新をしてほしいとの思いで書いたものでございますので、これからその資料なり更新計画が示されるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

私、特別会計のいろんな会計の状況を見ながら必要な額をきちっと繰り出しするようにと。ただ、予算等で当初決められているいわゆる政策的な繰り出しもありますので、そういう意味ではその点はちょっと別にして考えたほうがいいのかなど思っていますし、繰り出しがきちっと制度化されているかどうかもぜひ確認の上、見ていただきたいと思います。

公共施設の改修、更新のあり方については私も同感であります。時に無駄な投資になってしまうこともあるので議会で十分な論議をとということですが、まさにそのとおりだと私自身も思っているところです。

町税の不納欠損処理の問題については、今詳しい説明いただきました。本当に正直、率直に言って、これまで行政の姿勢がやっぱり甘かったということが今指摘されているのではないかなと思っています。やはり、僕は行政が胸を張ってき

ちっとうこういう収納状況にあるんだよということを示す意味でも、過去のもう回収できるかどうかわからない未収については不納欠損処理すべきだということを書いてきました。特にいわゆるサラ金みたいに請求書さえ送ってれば時効はないんだということだけでは問題ではないかなと思うところです。その辺はきちっと考えて、一気にどこかでやるべき時期が来ているのではないかなと思っているところで、いつも決算のときには最近聞かせていただいております。

また、水道料金の問題等についても意見をいただきました。それらを私たちも議会としてどう扱うのかということにもかかわりますので、十分勉強していきたいと思っています。

おおむね収納率が低いその原因の問題なんかは探られているのか、おおむね聞いているけれども細かくは行政にということ、これは決算審査の中で十分お聞きしていきたいと思っています。

財産の管理については、町民の税金で確保されてきた財産でありますから、それらについての管理については今後行政に対してもきちっと目を私たちも光らせていきたいと思っています。

企業会計の問題では、確かに旧松岡では下水管の布設のときに、古いエタニットパイプなんかを中心に古い管の更新をやってきました。これは2分の1ですか、工事費に見られると、補償費として見られるということで、そういうことで積極的に進めて、ほぼ旧町内等の水道の配水管については更新が済んだのではないかなと思っていましたけれども、合併後、それらの状況についてはまた詳しく聞いています。もし計画があれば議会にもきちっと示して、監査委員が思っているとおりで私も思っていますので、そういう基礎データを示しながら議会とも相談の上、やっぱり計画的にどうしていくかということをやっていないと。特に本町は村部であります。村部というのは集落間の距離も長い。それは工事費も膨大になっていく可能性があるわけで、その辺も含めてきちんと計画的なものを示して進めることも含めて議会に提示してもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（帰山英孝君） 不納欠損処理についてご報告申し上げます。

ただいま不納欠損処理につきましては、公法に当たる約1億3,500万について、時効の中断があるかどうかということで精査をしているところでございます。第1弾目といたしまして、先ほど約3,600万ほど決済いたしまして、今、

電算の台帳でございますけれども台帳の処理を行っているところでございます。処理が終わり次第、その都度、議会にご報告してまいりたいと存じます。

また、先ほどご質問ありました未収金の分析ということでございますが、一番古い滞納税については平成5年で、発生の原因は債務過多、あらゆる金融機関等への債務等を数多く抱えておられる方がおられまして、どうしても税金が未納になっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、担当課長から答弁がありました。これらも含めて十分これから議会に示されてくるんだと思っています。

ここでそれだけの論議で終わってしまうわけにいかないので、ぜひ常任委員会に付託をお願いしたいと私は思うところであります。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号を、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、審査の結果を議長に提出願います。

暫時休憩します。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時42分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第6 議案第36号 平成26年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第7 議案第37号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第38号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補

正予算について～

- 議長（川崎直文君） 次に、日程第6、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算について、日程第7、議案第37号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について及び日程第8、議案第38号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第36号、日程第7、議案第37号及び日程第8、議案第38号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（河合永充君） 一括上程されました議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第38号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、社会保障・税番号対応個人情報保護制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に向け個人情報保護事務の洗い出しと評価書を作成するための委託料を計上したほか、若者定住促進支援事業が当初を上回る申請が見込まれますので、定住人口の増加と地域活性化のため、補助金の増額を行うものです。

民生費におきましては、住民票等証明書発行の広域交付システムのセキュリティ強化を図るための暗号化切りかえ委託料や、国の臨時福祉給付金事業の対象者が増加しましたので給付金の増額を計上しております。

農林水産業費におきましては、有害鳥獣の捕獲数の増加見込みに伴う報償費を増額しております。

商工費におきましては、町商工会と小売店が共同で実施する地域商店の販売促進事業に対し、経費の一部を補助するものです。

土木費におきましては、冬期間における主要道路及び集落内の交通確保のため除雪事業経費を計上したほか、松岡公園全体計画の見直しを実施するため事業費内での科目組み替えを行うものであります。

消防費におきましては、消防団員の水害等の活動時の安全確保を図るため救命胴衣を整備いたします。

教育費においては、中学校理科教材の備品整備のほか、地域で活動する地元合唱団に対し事業経費の一部を補助する経費を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は、137万4,000円となった次第です。

これらの歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、他自治体からの負担金、繰越金等により措置をしております。

次に、議案第37号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、過年度の療養給付金の国庫等への返還金を計上しており、その財源となります歳入については前年度からの繰越金を充てることとしております。

次に、議案第38号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、公共下水道設備と農業集落排水設備をつなぐ布設工事費を計上しており、その財源となります歳入については一般会計からの繰入金を充てることとしております。

詳細につきましては担当からご説明いたします。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 担当より詳細についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

議案書の77ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に9,137万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,158万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、78ページから79ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

83ページをお願いします。

款2総務費、目1一般管理費、社会保障・税番号対応個人情報保護制度再構築支援業務委託料350万円は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入に向けて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人のプライバシー等の権利、利益の侵害の未然防止及び国民、住民の信頼の確保を目的とした特定個人情報保護評価を実施することが義務づけられ、評価書を国に提出しなければならないため、業務委託料を予算化するものでございます。

同じく、目5企画費、町定住促進支援事業補助金344万円は、7月末時点で昨年同時期の実績を上回る申請があり、今後も増加が見込まれるため補助金の増額をお願いするものでございます。

同じく、目1戸籍住民基本台帳費、広域交付サーバーバージョンアップ委託料432万円は、広域交付システムにおけるデータ連携時に処理しておりますデータの暗号化について安全性確保のため、より強固な暗号方式への移行を実施するものでございます。

款3民生費、目1社会福祉総務費、臨時福祉給付金600万円は、当初、対象者を2,200人と見込んでおりましたが、精査した結果、約2,800人がリストアップされましたので増額分を予算化するものでございます。

84ページをお願いします。

款6農林水産業費、目2農業総務費、報償費527万6,000円は、有害鳥獣駆除対策事業において有害鳥獣捕獲数の増に伴う報償費の増額分を計上するものでございます。

同じく、目4農地費、農業集落排水事業特別会計繰出金2,200万円は、松岡公共下水道との連絡管布設工事实施に伴う農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上するものでございます。

款7商工費、目2商工振興費、町内商店消費拡大推進事業補助金50万円は、町商工会が町内高利店舗と共同して町内購買力の流出防止に向けた販売促進キャンペーン、仮称ですが永平寺ビッグフェア2014を実施するに当たり、その費用の一部を補助するものでございます。

款8土木費、目2道路橋梁維持費4,312万9,000円は、冬期積雪時における主要道路及び集落内の交通確保並びに有効、適切な除雪事業を実施するための費用を予算化するものです。

内訳といたしましては、水道料、修繕料の需用費が865万8,000円、除

雪車車検手数料等の役務費が162万9,000円、除雪等の委託料が2,627万3,000円、除雪機械借り上げ料656万9,000円でございます。

85ページをお願いします。

款9消防費、目2非常備消防費、備品購入費35万7,000円は、消防団員の火災等の現場活動時の安全確保に活用し、公務災害を防止するために救命胴衣を55着増備する経費を計上するものでございます。

款10教育費、目1学校管理費、備品購入費17万5,000円は、中学校理科等教材備品整備事業に対する補助金の追加により備品購入費を追加計上するものでございます。

86ページをお願いします。

款10教育費、目1社会教育費、みんなの第九コンサート補助金25万円は、多くの永平寺町町民を含む大合唱団によるベートーヴェンの第九交響曲を歌うコンサート事業に対し、かかる経費の一部を補助するものでございます。

同じく、目2公民館費、修繕料27万円は、松岡公民館4階ホールに設置してあります放送設備のワイヤレスマイクの受信機4本のうち2本が受信不能となり修繕する必要が生じたため計上するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして82ページをお願いします。

款11分担金及び負担金、目1総務費負担金、共有自動交付機関係市町負担金403万5,000円は、住民票等の広域交付システムにおけるデータのより強固な暗号方式への移行を実施する広域サーバーバージョンアップ委託料に対し、共同利用している関係市町からの負担金でございます。

款13国庫支出金、目2民生費国庫補助金、臨時福祉給付金事業補助金600万円は、対象者の増に伴う国庫補助金の増額分でございます。

款14県支出金、目4農林水産業費県補助金、有害鳥獣駆除対策事業補助金237万6,000円は、有害鳥獣捕獲数の増に伴う県補助金の増額分でございます。

款18繰越金、目1繰越金7,755万円は、9月補正予算に係る財源として平成25年度からの純繰越金を計上するものでございます。

以上、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第37号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につ

いてご説明申し上げます。

議案書の 89 ページをお願いします。

第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に 1, 113 万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5, 789 万 2, 000 円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、90 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

94 ページをお願いします。

款 9 諸支出金、目 2 償還金、過年度分国庫支出金等返還金 1, 113 万円は、平成 25 年度分の療養給付費交付金の精算により交付額の超過が発生したため、その返還分を補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、93 ページをお願いします。

款 10 繰越金、目 1 繰越金 1, 113 万円は、9 月補正予算に係る財源として平成 25 年度からの純繰越金を計上するものでございます。

以上、議案第 37 号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 38 号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の 97 ページをお願いします。

第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に 2, 200 万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5, 921 万 9, 000 円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、98 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

102 ページをお願いします。

款 2 農業集落排水事業費、目 2 松岡地区農業集落排水建設費、農業集落排水連絡管布設工事 2, 200 万円は、吉野地区農業集落排水処理場の処理量が計画処

理量に近づいてきたため、非常時に備え松岡公共下水道と連絡する管を中部縦貫自動車道建設工事にあわせて布設するため計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、101ページをお願いします。

款3繰入金、目1一般会計繰入金2、200万円は、9月補正予算に係る財源として一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

以上、議案第36号、平成26年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第38号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号、議案第37号及び議案第38号を、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第9 議案第39号 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第9、議案第39号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について提案のご説明を申し上げます。

日本標準産業分類の一部が改定されたことに伴い、本町の関係する条例の一部を改正する必要があるため、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当よりご説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山口 真君） 担当より詳細についてご説明申し上げます。

第2条で用語の定義を定めておりますが、それぞれ総務省が定めております日本標準産業分類から引用する形で定義しております。その日本標準産業分類が平成25年に改定され、平成26年4月1日から施行されておまして、分類記号や分類の名称等が変わりましたので、それに準じて改正するものでございます。

議案書の103ページをお願いします。

第2条第1項第2号中「平成14年総務省告示第139号」を「平成25年総務省告示第405号」に、「大分類F」を「大分類E」に改め、同条同項第3号中「大分類Iの運輸業」を「大分類Hの運輸業、郵便業」に改め、同条同項第4号中「大分類H」を「大分類G」に改め、同条同項第5号中「大分類Qのサービス業（他に分類されないもの）のうち中分類81の自然科学研究所」を「大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71の学術・開発機関」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものといたします。

以上、議案第39号、永平寺町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号を、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第10 議案第40号 永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第10、議案第40号、永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(河合永充君) 永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例について提案のご説明を申し上げます。

この条例は、社会福祉法人に対する助成に関し、必要な事項を定めた条例でございます。

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を主たる目的としており、今後、地域における公益的活動における中核的な役割として、事業運営の内容や新たな事業展開なども求められております。

これまで町には社会福祉法人に対する助成について条例に定めがなかったことから、今般、条例を提示させていただき、より適正な執行に努めてまいりたいと思います。

詳細につきましては担当から説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(森近秀之君) 担当より説明させていただきます。

ただいま上程いただきました議案第40号、永平寺町社会福祉法人の助成に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書の104ページをお開きください。

この条例でございますけれども、社会福祉法第58条第1項の規定、この規定の内容を申し上げます。「国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の場合よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、

貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。」という規定がございます。こうした規定に基づき、社会福祉法人に対する助成について必要な事項を定めるものでございます。

これまで社会福祉法人に対する補助金につきましては、地方自治法第232条の2、これは「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」という規定がございますので、本町におきましては永平寺町補助金等交付規則に基づき補助をしてまいりました。

しかしながら、団体に対する補助金支出の精査等をしたところ、社会福祉法人に対する補助金は、本来、地方自治法の規定ではなく社会福祉法の規定に従い条例を定めて助成する必要があるということが判明した次第でございます。

町では、こうした手続条例の定めがなかったことから、今回、条例を提出させていただいた次第でございます。

何とぞご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今、いわゆる介護保険等で施設建設をするときには国の制度として補助要綱がありますけれども、国から県に、県から自治体に交付されて自治体から補助がされるように、もう随分以前からそうなっているはずですが、だから、そうやってきたのにこういう条例の整備が今ごろになった理由というのはどうということなのか。

と同時に、これを整備することで国、県の補助が決まってしまうと町も補助の義務が生じるということになるのか。

3つ目は、これはこの間も言ったんですが、いわゆる補助は目的遂行のために福祉法人が受けるわけですが、例えば企業参入などもできて、そこが福祉法に基づく補助を受ける。しかし、そこが倒産した場合、撤退するときに、普通ですと補助の返還義務なんかが生ずるんですが、ここにはそれが明記されていないんですね。それに該当するのは第4条で「ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りではない。」ということで、何も助成の目的に反しても構わないよということを宣言しているようになってしまうので、例えば何年以内は返還の義務が生じるということをやっぱり明記すべきではないかということは以前言いました。

その辺はどう考えているんでしょう。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） これまで社会福祉法人に対する補助でございますけれども、当町におきましては社会福祉法人、4法人ございます。建設補助につきましては、以前、一番近いところでは平成17年に社会福祉法人が特別養護老人ホームを建てたときに国の補助を町が受けまして、それで補助したという経緯がございます。昨今では、いわゆる地域介護・福祉空間整備事業ということで国から補助が参ります。ここ最近では社会福祉に対してその補助は適用はしてございません。ただ、これからも法人がそうした補助を活用して施設建設をしたいといったケースがあります。今後につきましては、今、この条例の制定後、この条例に基づいて補助していきたいというふうに考えてございます。

それと2つ目の国、県の補助金が来て、町の補助が生じるのかといったものがございますけれども、先ほど言いました例えば地域介護・福祉空間整備等交付金と申しますのは基本的には100%の補助で入ってまいります。これに例えば町が政策的に附帯的に補助をつけるというケースはあるかなとは思いますが、今、いわゆる補助金と交付金との裏負担分という形で補助金が発生するものではございません。

3つ目の企業参入して補助金の返還等といったことがございます。今、おっしゃったような例えば5年間なりといったそうした項目につきましては、この条例の制定をさせていただいた後に町の規則の制定もさせていただきたいと思っております。できましたらそうした中でこの補助金の返還等についての項目を定めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 1点だけ。国、県の補助の割合が決まります。それは基準額に基づいて決まる。100%補助といっても単純には総額に対してはそうはならないと思うんですが、その超過負担は別にして基準額の国、県は何分の1ということなんかが決まってくる場合、町もそれに準じてこの程度という割合を明示しておかないと、いわゆる政策的な補助ということになると裏負担は別にして基準額の残額の100%出すところもあれば15%しか出さないところもあるということもあり得るわけやね。そこらはどう整備していくのかと、公平性の面からもきちっと示していく必要があるんじゃないかなと思うので、それらも規程の中で

規定していくのか、そこだけ。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 今ほどおっしゃったように、これまでの補助の実績等もございます。そうした率等も懸案しながら、今おっしゃったように規則等の中で、規則等の中で制定ができるかそれはもう一度ちょっと勉強させていただきたいんですけれども、そうした交付要領等の中でいわゆる率等についても決めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） この中の第2条にありますその他の財産というのはどういうようなものかと、それから第5条に貸付金を譲渡というんですけど、貸付金の譲渡というのはどういうことなのかと。ここにもその他の財産というのが出てきますが、この中身のことをちょっと教えてください。

○議長（川崎直文君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（森近秀之君） 具体的なことにはならないと思うんですけど、例えばいわゆる土地等がもし、それを譲渡するかどうかは別にいたしまして、そういうものを一応示させていただいてございます。

それと、いわゆる……。

済みません。ちょっと休憩をお願いします。

○議長（川崎直文君） 暫時休憩します。

（午前11時13分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○福祉保健課長（森近秀之君） 貸付金の譲渡と申しますと、例えば極論ですけども社会福祉法人に対して貸付金をしていたといった場合に、ここにこうやって書いてございます有利な条件でというようなことが書いてあると思うんですけども、基本的に例えば利率ゼロで貸付金をしていたと。ただ、そういった場合に社会福祉法人が極端な話をすればこの町におきまして何らかの事業に充てさせていただきたいということで、その貸付金の、極端な話をすると返済免除といったことを規定させていただいているものでございます。

普通はそんな貸付金の免除というのはないんですけども、例えばこうした貸付金の今まで1,000万なら1,000万貸していたけれども、実質上そういったものについて免除させていただくといったことでこういった項目を持たせていただいております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齊藤君。

○11番（齋藤則男君） この条例、この後、常任委員会に付託されると思うんですが、常任委員会のほうでこら辺のところをもう少し詳しくお聞きしていただければありがたいかと思えます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第40号を、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第11 議案第41号 永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について～

～日程第12 議案第42号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について～

～日程第13 議案第43号 永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第11、議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第12、議案第42号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第13、議案第43号、永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第41号、日程第12、議案第42号及び日程第13、議案第43号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(河合永充君) 一括上程されました議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから議案第43号、永平寺放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの提案のご説明を申し上げます。

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定です。

新制度の目的といたしましては、待機児童の解消等で保育の量的拡大、確保、保育の質的改善、乳児期から学童期の支援ということで、地域の子ども・子育て支援の充実、また質の高い幼児期の学校教育、保育の質的改善となっています。

新制度により各市町村がそれぞれの基準を条例で定めることとされていることから、永平寺町においても以下のことを条例で定めるものです。

まず、議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、家庭的保育事業、小規模保育事業等の新たな保育事業が創設されることに伴い、設備、運営に関する基準について定めるものです。

次に、議案第42号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、小学校就学前の子どもが幼稚園や保育所等の施設を利用した際に、施設や事業者に対して給付費が支払われることに伴い、その支払いの対象となるための運営基準を定めるものです。

議案第43号、永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について定めるものです。

詳細につきましては担当より説明させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(川崎直文君) 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 担当課より詳細についてご説明申し上げます。

まず、議案第41号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

これは、定員5人以下で保育者の居宅などで保育を行う家庭的保育事業、定員6名から19名で保育を目的としたスペースを利用して保育を行うという小規模保育事業、また企業が従業員のための育児を支援するための事業所内保育事業、また保育を必要とする子どもに対しまして、そのお子様の居宅において1対1で保育を行うという居宅訪問型の保育事業、この4事業につきまして、今まで県で行っていた認可を新たに市町村で行うことになったことから、国の基準をもとに施設の認可や運営に係る基準を市町村で定める必要があるためでございます。

この事業は、原則といたしまして3歳未満のお子様で保育を必要とする乳幼児に対しての保育でございます。この事業は、全国的に見ましても保育園等に入園を希望はしていますが満員で入園できない、いわゆる待機児童が大勢いる都市部などでニーズが高まっておりまして、待機児童をなくす、あるいは少なくすることを大きな目的としておるところでございます。

永平寺町では今のところ待機児童もございませんし、ほとんどのお子様たちは希望する幼稚園、幼稚園に入園されておりまして影響はございません。

基準の主な内容といたしましては、保育従事者の資格に関する事、職員数に関する事、設備に関する事、給食に関する事、あるいは非常災害に関する事などが入っております。

現在、本町には該当する者がございませんし、今のところ直ちに必要ということではございませんが、将来的に必要なかもしれないということで、こういう市町村に対しましても国のほうから制定の指示があったものでございます。

なお、本町では国の基準と異なる内容を定める特殊な事情や特性がないことから、国の基準内容を本町の基準といたしたいというふうに考えております。

なお、施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

次に、議案第42号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。

これにつきましては、子ども・子育て新制度では学校教育法、児童福祉法などに基づく認可、これは県で行っているところでございますが、認可を受けている施設や事業所の申請に基づきまして、町が各施設の事業の種類に従って認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となるかどうかを町が確認し、給付を支

払う仕組みに変わるものでございます。その確認のための基準を市町村で定める必要があるためでございます。

この給付費の支払いについてでございますが、国の公定価格に基づき支払われるということでございます。これは私立の施設を対象としているため、本町には影響はございません。

また、本町では既に幼保一元化を行っていることや待機児童がいないということで、ほとんどのお子様は希望する幼稚園、幼稚園に入園されています。また、園の入園の調整とか入所の決定等は、今までも町が行っていますし、これからも町が行うということで、今までどおり変更はございません。

この基準の主な内容といたしましては、利用定員に関する事、教育、保育の取り扱い方針に関する事、子どもへの適切な処遇に関する事、緊急時の対応について、あるいは小学校との連携、地域との連携についてというふうなことでございます。

将来的に今後新しい幼稚園とか幼稚園ができた場合には、この基準に従って町が確認いたしまして、県が認可するという事になります。

現在、本町には直接的な影響がないため、この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、本町の実情は国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の基準の内容を本町の基準といたしたいというふうに考えてございます。

なお、施行期日は同じく平成27年4月1日でございます。

次に、議案第43号、永平寺町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、今までこの放課後健全育成事業、児童クラブのことでございますが、ガイドラインで示されていたものを子ども・子育て新制度では町内の児童クラブに係る設備、運営の基準を町の条例で定めるということになります。

基準の内容といたしましては、開所時間や日数に関して、従事する者の人数について、運営規定について、非常災害の対策について、事故発生時の対応についてなどでございます。

なお、この新制度で大きく変わるところと申しますのは、対象児童が従来のおおむね10歳未満、これは小学3年生でございますが、永平寺町の場合は4年生までの児童ということになっております。ここから小学校に就学している児童、6年生ということで6年生までになるということで改正されたほかに、指導員に

つきまして保育士とか教員あるいは社会福祉士の有資格者、なおかつ県が行う研修を修了した者が従事しなければならないということが大きな変更点でございます。

放課後児童クラブに従事する指導員及びその員数につきましては、国で定める基準となっておりますし、その他の事項につきましては国で定める基準を参酌するものというふうになってございます。

なお、本町の場合につきましては、国の基準と異なる内容を定める特殊な事情や特性がないことから、国の基準の内容を本町の基準といたしたいというふうに考えてございます。

施行期日につきましては、同じく平成27年4月1日でございます。

以上、3議案に対しまして慎重なるご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 大分細かいことについては一般質問でも出してありますので、それについてはまた詳しく一般質問でやっていきたいと思いますが、基本的なことだけ一つ確認したいと思います。

子どもは地域の宝と言われる時代であります。少子化が今大きな社会問題になっていきますし、特にこの世代に我々も養われていくようになっていくんだらうなと思う時代で、子どもを大事にせなあかんということについては、言葉上はよくわかります。ただ、国の基準に基づいていろんなことを条例制定するんですけども、確認です。町内在住の子どもの子育てについては、町として公平性を確保していくのか。また、公平性が確保されるのか。ここだけ確認したいです。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 当然のことながら、町内のお子様につきましては十分配慮しなければならないと思いますし、公平性も十分考慮していきたいというふうに考えております。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 実は国の基準、特に町では実際こういう事態に遭遇するような状況には現状なっていないということで国の基準をといるんですが、国の基準を見てみますと、本来、保育士で保育しなければならないというのが、保育士でなくてもいいというようなことが随所に出てきているんですね。その辺は十分考

えていけないし、町独自の内容にすべき点があると。国は自由に決めていいということを行っているわけですから、その辺を十分考えてほしいと思います。これは一般質問でまた十分質問させていただきたいと思っています。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） 質問じゃなくて確認ということで、先ほど放課後児童にあつたときに、いわゆる有資格者、保育士あるいは学校の先生とか社会福祉士ですか。と見ると、今現状、放課後児童を預かっているときに資格者が全部やっているんですか。ちょっと確認です。

○議長（川崎直文君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤永裕弘君） 保育士とか教員の資格者の方もいらっしゃいますが、資格のない方もいらっしゃいます。ただ、今回のこの制度につきましては、そういう有資格者はもちろんでございますが、今までに過去2年間、このような事業に従事していた方につきましては有資格者と同じようなことで従事できるというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（川崎直文君） 1番、上坂君。

○1番（上坂久則君） これは提案という形で聞いてもらえばいいんですけども、よく専門的な資格を持っている人が非常に集めにくいつて。例えば病院でも看護師さん、資格持っていてもなかなか従事してくれないとか、これは保育士もそうなんです。僕はこの原因というのは賃金が、時間給が安過ぎると。ですから、資格を持っている人というのは当然学校を出てそれだけの教育課程、個人個人でいえばそれだけの投資をしているわけですから、そういう人と無資格者とほとんど同じような賃金しか払ってないですね、時間給ね。そういう例もあると思いますよ。別に所管の子育て支援課じゃなくても。

ですから僕は今後、特に職員もそうでしょうけれども能力給という今までみたいに時間があつて勤めたらお金がじゃなくて、これは国の制度から個人の能力等を考慮した上で決めなさいというふうな方向に行っているわけですから、そこは今までのことが悪いとかいいとかというんじゃないで、やっぱりすばらしい専門職をするためにはそれだけの報酬を払うと。例えば1点、同じ保育園で同じように保育していても正職の職員と同じ保育士という資格を持ちながら正式に採用されないだけで、責任もほとんど変わらないような条件に置きながら待遇が全然違

うみたいだね。ですから、やはり私は個人的には同一作業同一賃金というような考え方ですから、ただそうかといって職員をどんどんふやしていいというものでもないけれども、そこは改めてやっぱり能力を持っている、資格を持っている、それからやる気がある、非常に人を愛するという人をどうやって生かすというのはちゃんと正当な報酬もあるわけですから、改めて検討をし直してほしいと。

私の提案ということで終わります。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第41号、議案第42号及び議案第43号を、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第14 議案第44号 町道の認定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第14、議案第44号、町道の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） 町道の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

今般の町道の認定でございますが、平成22年度から整備を進めてまいりました永平寺線跡地遊歩道整備事業による遊歩道全線が本年5月末に完成したことから、遊歩道本体及び構造物等を適正に管理していくことを目的に、道路法により1路線の町道の認定をお願いするものです。

詳細につきましては担当よりご説明させていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 建設課長。

○建設課長（平林竜一君） 担当より詳細についてご説明いたします。

議案書の152ページをお願いいたします。

町道の認定路線につきましては、町道東古市13号線と接続する永平寺町高橋7字32番1を起点といたしまして、東古市、山、諏訪間、寺本、京善、市野々、荒谷区域を通過いたしまして、終点、志比54字53番3までの総延長6,025メートルで、路線にはベンチや休憩所、またありし日の永平寺線を思わせる線路を配置しております。幅員は2.5メートルから4メートルで、路線名は公募により決定いたしました名称をもとに町道永平寺参ろ一どといたします。

道路法第8条第2項により1路線の町道認定をお願いするものです。

議案書153ページは、町道認定路線の位置図でございます。

なお、今回、町道認定をお願いする路線につきましては、歩行者優先道路として位置づけし、町道認定後に現状の利用形態と安全性の確保など多面的に検討しまして、規制については標識等を設置していきたいというふうに考えております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第44号を、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第15 陳情第2号 地方財政の充実強化を求める意見書採択について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第15、陳情第4号、地方財政の充実強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条

第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号を陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出下さいますようお願いいたします。

～日程第16 陳情第5号 手話言語法制定に関する陳情について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第16、陳情第5号、手話言語法制定に関する陳情についてを議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号を陳情文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出下さいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○議長(川崎直文君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって参会します。

なお、明日4日から7日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、明日4日から7日までを休会とします。

8日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午前11時43分 散会）